

●香川県監査委員公表第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年10月2日

香川県監査委員 三谷和夫
同 大西均
同 香川芳文
同 森裕行

- 1 監査対象部局 健康福祉部
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 超過勤務手当について、超過勤務時間の入力誤りによる誤支給があった。（障害福祉課、生活衛生課）</p> <p>(イ) 特許印紙の購入について、物品購入伺の作成、郵便切手類受払簿への登記及び物品購入調書の作成がされていなかった。（健康福祉総務課）</p> <p>イ 財産について</p> <p>備品の廃棄について、不用の決定及び廃棄処分決定がされていなかった。また、当該物品の出納通知がされていなかった。（薬務感染症対策課）</p>	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 直ちに修正手続きを行い、平成30年4月に過支給額の返納（障害福祉課、生活衛生課）及び未支給額の支給（生活衛生課）を行った。今後は、実績入力に誤りが起きないように、庶務担当及び所属長においても入力確認を徹底する。</p> <p>(イ) 直ちに物品購入伺の作成、郵便切手類受払簿への登記及び物品購入調書の作成を行った。今後は、印紙購入時に物品購入伺を添付するなど、手続漏れがないよう事務処理を徹底する。</p> <p>イ 財産について</p> <p>直ちに不用品の決定及び廃棄処分の決定を行い、当該物品の出納通知をした。今後は、決定が確実に行われるよう、庶務担当及び所属長においても事務処理を徹底する。</p> <p>ア 契約について</p> <p>庁舎清掃保守点検等業務のうち、再委託していた設備保守点検業務（本館自動ドア及び犬舎の自動シャッター）については、平成30年度から当該委託業務内容から除外し、必要に応じて修繕対応することとした。</p> <p>なお、清掃業者による庁舎警備の</p>
検討指示事項	<p>ア 契約について</p> <p>庁舎清掃保守点検等業務については、清掃事業者による庁舎警備の解除、再委託を前提とした設備保守点検業務等が含まれており、委託業務内容の見直しを検討する必要がある。（中讃保健福祉事務所）</p>	

		<p>解除については、難病患者や障害者などの早朝からの来客に対応するため、トイレ等の清掃を終了させておくためのものである。委託内容について、次年度以降で検討したい。</p>
--	--	--